

現代哲学の基底・物在的世界観から 相互承認的世界観へ

— フィヒテ『自然法』論文の意義 —

下 城 一

「常識」に依拠して「哲学」とは「考えることである」とする日常的発想から出発するとき、もう既にそこには睥睨すべからざる理論的陥穽が伏在する。当該主体の個々の特殊性を須らく抽象して、宛も全員が皆同じように理想的思考主体・即ち“理性”として思考するとの暗黙の前提——例えば現代言語哲学が言うところの所謂「ideal speaker 理想的発話主体」——はあくまで前提である以上、先ずはその吟味から「哲学」は出発せねばならない。

現代哲学の源流において、「思考」の「階級」依存性の事実——即ち「理性」の形成に“環境”差・“時代”差が存在しうる可能性——に最初に注意を喚起したのはマルクスである。それを承けて現代科学哲学も説く通り、「対象」を如何に把握するかという「認識」の方向性——即ち「同一物」の見え方・感じ方が相違し得る事実——はその立脚する理論的文脈に依存する以上、個々の「思考」の立つ文脈間に地平間隔差がありうる可能性を前に、一貫して同一の抽象的人間モデル・理性主体モデルで臨むことはそれ自体格差隠蔽的・反動的であり得ることに、「哲学」は先ず以て自覚的であらねばならない⁽¹⁾。

然るに、全個人が同一地平から出発しうるその「理論上」の「常識」的誤想は、遡れば“近代自然科学”モデルの「主-客」二元論的な抽象的「実体」主義——即ち「世界」はその「存在」が確かで且つ同質不易の「物」・理論的抽象体としての「原子」を構成単位とし、それに準じて、思考する人間主体もまた思惟の最内奥で「物」に負けず劣らずその「存在」が明確な「実体」であると「常識的」に見なされてきた実体主義的世界観・物在的世界観図式——に由来すると言えよう。従って誤謬はまさにその——近代が基底的に採用してきた自然科学・要素複合主義的力学モデルの——世界観図式そのものに発するのであり、従って先ず以てその“常識”化している誤想——「世界は物として存在する」——が相対化され、それ自体が特定の世界観図式に立脚する事実の自覚化が進められねばならないのである⁽²⁾。「現代哲学」に於ては、それ故——自然科学批判の文脈上、反-物在的に言語存在を哲学の基礎的地平に据える所謂「言語論的転回」をその一典型とするように——「物在的世界観」の抜本的改定が冀求されてきたのに他ならない。

本稿はそうした経緯を見定めつつ、先ずは西欧近代の哲学思想史において実質上カントに至るまで支配的であった“物在的世界観”——「力学的世界観」——を確認⁽³⁾し、その相対化を可能にした転轍の先鞭と目しうる「フィヒテ自我哲学」上の「承認論」への転回に留目して、その——係争問題化している——『知識学に於ける自然法の基礎』が、それまでの物在的世界観から、その「世界を物在的に見る」常識自体が時代的・共同体的に「承認」された“図式”であり、それ故それとは別の世界把握の可能性がありうることを最初に示して、それまでのカント的物在的世界観を踏襲した『知識学』とは明らかに袂を岐かつ最初の企図でありうることの検証を主題とする。

フィヒテ、シェリング、ヘーゲルと展開される所謂ドイツ観念論の試みは、カント哲学が理論上最後まで譲ることのできなかつた「物自体」概念を論理的に克服して行く種々の世界観図式上の模索に他ならないのだが、それはまたそこに猶——「力」の実体視を甫として——克服されるべき理論的懸案が多数存在していたことの傍証でもある。

一 フィヒテ『自然法』の意義

ヨハン・ゴットリープ・フィヒテ (1762~1814) の哲学は——その内部に若干の質的変位を認める論者もあるにせよ——終生「知識学 Wissenschaftslehre」として一貫された。ポスト・カントの「超越論哲学」であるべき「知識学」の構想をフィヒテは以下のように述べている——

「統覚の統一から出発して理性の実践的な法則付与へと上昇する道、と同時にまたそこから統覚の統一へと下降する道が考えられないか」
(GA. II—3, 26)

「知識学」とはそれ故、カントがその「超越論哲学」構想で、——「物自体」概念を下敷きにしつつ——現象界の因果連鎖を断ち切って「何ものにも規定されず (unbestimmbar)」に「規定する一方の自己 (bestimmende Selbst)」であると定義した (KdrV. A 402) 全き「自発性」(B 132) としての「自由」な「理性 (Ich will/Ich handle)」, 即ち「純粹統覚」を起点として、根本原理に則りつつ「自我」のみならず「非我」としての「世界」全体をもそこから構成していこうとする哲学的体系論理である。問題は然し、明らかな通りその「自我」の自由な創造が何ゆえ単なる主観的観念論に陥らずにその「客観性」を保証されうるかに尽きる——

「自我は、従来そう見られるのが常であったような、単なる主観としてではなく、主観-客観として捉えられねばならない」
(SW. I, 529)

「自我は根源的に端的に自分自身の存在を定立する」との第一根本命題——「同一律」

——を筆頭に、第二命題「自我に対して端的に非我が反定立される」・第三命題「自我も非我も自我に於て自我によって相互に関係し相互に制限可能なものとして定立される」(WL. SW. I, 98, 104, 125)との三根本命題を理論上の基礎として、[論理]も含めて全てを「自我」の「活動」である「事行 Tathandlung」から発出すると見做す「知識学」の基本的理論構図はそれ故、その「客観性」の保証を巡ってカント「批判哲学」後の「超越論哲学」として——つまり「客観」の基礎でありながら関説するべからざる「物自体 Ding an sich」に依拠しつつ——構築されねばならなかった困難を如実に物語っている。「全哲学の課題」は、故にフィヒテにとっては以下のようなものであらざるをえなかった——

「必然性の感覚をともなつて意識の中に現れるものの根拠は何か(ないしは、知性に於ける必然的な表象の根拠は何か)」
(GA. IV—2, 18)

然るに言うまでもなく、こうしたフィヒテ「知識学」の理論的当否は、須らくカントの「物自体」概念に懸かっていた。周知の通りカント批判哲学の鍵鑰である「物自体」概念こそは、ヤコービならずともカント哲学の理論的継承者達を慨嘆させずにはいなかった超越論哲学の理論上の隘路であった——と同時にその継承は、カント哲学それ自体に於ける「物自体」論形成の「ニュートン力学」の「基礎付け」としての側面に徴して明らかな通り、「主-客」を区別し「物在」を基礎とする「力学的世界観」、即ち「自然科学的世界観」の追認を余儀なくさせる問題でもあった——

「かかる困惑により、私はカント哲学の研究〔『純粹理性批判』〕に尠なからぬ遅滞を余儀なくされてきた。…というのも、かの前提〔『物自体』〕無しにはその体系に入りえず、且つその前提〔『物自体』〕を保持してはそこにとどまりえないとの疑義を抱くに至ったからである」⁽⁴⁾。

そのアポリアが、「論理」と「感性」の区分自体にまで跨がる困難なものであった事実は後述する通りだが、カントの継承者達にとって当面の革な世界観構築の試みは——その自然科学的世界観まで是認するにせよしないにせよ——「物自体」概念克服の理論的難路であったのである。

「知識学」の応用編として目論まれたフィヒテ『知識学の諸原理に基づく自然法の基礎』(1801)は(以後『自然法』と略記)、——それが社会的諸関係に於ける「法」の道德的基礎・「法」的「必然性」を「相互人格論」的にのみ確定し得るものとして、その限り物在的世界・「物自体」から出発するのではない限りで——「物自体」を巡るカント超越論哲学継承のその理論的困難の上で、頭初よりそれが「物自体」に依拠するのは別の仕方「必然性」を保証しうる可能性を示すものであったことから、原理的に否応無しに微妙な論理的問題を胚胎せずにはいないものであった。

承認論的法則論・必然性論としての「相互人格論」である『自然法』と、あくまで「物自体」を踏まえた「自我」論としての「知識学」との関係を巡っては、それ故ラウトを筆頭に以下のような論争が為されている――

「相互人格性についての構想は、知識学一般の構想と同じ程度に遡りうる。それが最初に扱われたのは、未だ未展開とは言え、既に1794年の『学者の使命』である」

「相互人格性は道徳的境位に於て単に自我の定立を承けて要求されるだけでなく、それに対し超越論的に構成的な仕方条件付けられてもいる。自我は相互人格的な自我としてのみ自身を定立する」⁽⁵⁾

また、『自然法』としての「相互人格論」的境位は「知識学」で既に開示された原理の社会哲学的適用や補完にすぎないとする見方ではなく、それが「知識学」から外されたのは「方法上の抽象」が原因であるとの立場に立てば、以下のバウマンズの見方が可能化する――

「『自然法』は『知識学』の成果を前提するにとどまらず、それ自体知識学として捉えられなければならない」⁽⁶⁾。

要するに、社会的「相互人格」的承認関係により「必然性」が基礎づけられうる可能性が示されたことで「知識学」と『自然法』の関係が逆転し、却って「物在」・「物自体」が相互承認論的に当該社会の信念の対象として「基礎付け」られる新たな体系的可能性の展望が開けてきたことをそれは意味する。

いずれにせよ、上記の『自然法』が掲げる「相互人格性」の問題と「知識学」の関係問題に窮まるカント超越論哲学継承の困難は、須らく総じてカントの「物自体」概念の問題構制に淵源するものであった。「物自体」概念の乗り越えを図るにしてもその「客観性」の再保証をどのように確保しうるかという論理的難問が立ちはだかっていた――『自然法』の「相互承認論」はその代案足りうるものである――。ともあれ、その代案の可能性を見定めうるためにも、ひとまずここで「物自体」概念形成のカント的実情に遡って、その本質を充然に捉え返しておくのが割切である。

二 物在的世界観の原理と限界

改めて確認しておけば、カント理論哲学の中核である「超越論的論理学」の課題は、アリストテレス以来ほぼ完成したものとされる従来の伝統的論理学＝形式論理学（B VII）が、「認識にとっての必要条件」ではあるものの「真理の消極条件」でしかなく（A 59/B 84）、それが「内容について全く教えるところがない……対象に関わりのない形式的条件を示す」「一般論理学」にとどまっていた（A 61/B 86）、「形式に関する誤謬は発見可能にしても、内容に関

する誤謬を発見しうる基準をもたない」(A 59/B 84) ものであり続けて来た歴史的事実への批判として、その対象的内容と——単に経験的・応用的に関わるだけの実質論理学とは異なり——「超越論的に関係」(A 57/B 81) しうる普遍学としての、「認識の根源、範囲、客観的妥当性を規定する学」(ibid.) を構築することにあつた。超越論哲学の「最高原則」、即ち「経験一般の可能性の制約は同時に経験の対象の可能性の制約である」(A 111, A 158/B 197) も固よりそのような意味で受け取られねばならない。

カントによれば「超越論的演繹論」とは、まさにその課題に正面から応えるべく、「範疇が如何にして対象と超越論的に関係しうるか」ということの説明」である(A 85/B 117)。「範疇が如何にして客観と関係しうるか」、換言すれば「如何にして思惟の主観的制約が客観的妥当性をもつか」(A 89/B 122) をそれは問題とするのに他ならない。

「超越論的論理学」のもう一方の中枢・「超越論的分析論」も同趣の構制に立ち、発展史的に言えば、矛盾律を絶対原則とする Ch. ヴォルフの一般存在論——「可能的なものが存在である」⁽⁷⁾——が最早実在法則を取り扱えない観念化に陥っていたことの批判から出発してカントは、1755年の『形而上学的認識原理の新解明』ではクルージウスの「実在根拠」に留目し⁽⁸⁾、並びにそうした伝統形而上学の失墜に対する思想界一般の意識である1761年ベルリン・アカデミー懸賞への応募論文『自然神学と道德の原則の判明性』で、その独自の数学観——「数学はすべてその定義に総合的に到達する」(II 276)——を示してカントは「超越論的分析論」を構想し、「概念的分析論」の中心テーマ・「如何にして超越論的総合判断は可能か」(Vgl. B 19), を標貌するに至る。

然るに「超越論的総合判断」論に於てその対象が——「概念に対応する直感のアプリオリな表示」、即ち——「構成」(A 713f/B 741f) に俟つ純粹理性認識・即ち数学的認識である場合は、——経験的成分である直感の純粹性故に——説明は容易だが、それ以外の「学的対象」——「純粹自然学的対象」「素質としての形而上学」「学としての形而上学」(B 20ff)——となると、カント自ら認める通り (ibid.) 問題は一挙に困難化せざるを得ない。物的な自然対象性、即ち経験的感覚与件・実在与件と「超越論的」にではあれ関わりつつ、その「超越論的」客観性を失わないような論理構制、それが「超越論哲学」のめざさねばならない課題である。実際ニュートン力学の哲学的「基礎づけ」から出発したカント超越論哲学構想の真の眼目は、まさにその物理的「実在」世界の保証にこそあつた。「如何にして自然そのものは可能であるか」、それが「超越論哲学」が「その限界ならびに完成として到達すべき最高の点である」とカント自身明言している (Vgl. Prolegomena § 36, IV 313)。

「形而上学の真の方法は、根底的には、ニュートンが自然科学に導入し、その領域で有益な成果を挙げた方法と同一である。自然科学において枢要なことは、確実な諸経験

に従い、必要なら幾何学の助けも仰いでの、自然現象がそれに則って生じる諸規則の探究である」(II 286)

カント自身の証言に拠る批判期の区分——1769, ないし1770年 (Vgl. X 115, XI 226) ——で、「前-批判期」に算入される『懸賞論文』の引用ではあるが、問題は単純ではない。「形而上学」に関して言えばニュートンその人が——慥かに『プリンキピア』執筆に関してはデカルト渦動説批判の必要上努めてその現象主義・「我仮説を作らず Hypotheses non fingo」⁽⁹⁾に徹したとしても——元来の傾向として自然全体の本質を「内在力」的に「エーテル」=「引力-斥力」として認める形而上学的色彩を色濃く残しており、その一斑は『プリンキピア』並びに『光学』にも無論翳を落としている⁽¹⁰⁾。剩えカントが継承したのは——『自然モナド論』等に徴する限り⁽¹¹⁾——その極めて形而上学的な「引力-斥力」説だったことに留意しないわけにはいかない。

更に留目に値するのは、批判期に算入されるディセルタチオン・『感性界と叡智界との形式と原理』(1770)に於けるその「叡智界」の構制である。既にカントはランベルト宛書簡(1765/12/31)で『自然哲学の形而上学的原理』執筆の構想を表明していた (Vgl. X 53)。が、その構想途上、前掲の『懸賞論文』における实在原理論を端緒としつつ、感性的認識が叡智的認識を侵犯しないための (Vgl. § 24, 441) 「予備学 propaedeutica」、即ち「感性的認識と叡智的認識との区別を説く学」の必要が自覚される (§ 8, II 395)。その「批判哲学」構想の第一成果がディセルタチオンである⁽¹²⁾。

然しカントはそこで形而上学的物自体界である「叡智界 mundus intelligibilis」の純粹知性的認識を疑わず、「叡智界の形式」として「客観的原因」、即ち「存在物それ自体の結合を成立させる原因」、を認め、謂わば予定調和的発想を採っている (§ 13, 398)。「感性界」と「可想界」とは「対象が精神の性質において二重の仕方で現出する」区別を言うが (Vgl. § 1, II 387ff.)、既にそこで空間・時間が後の『批判』同様純粹な直感の形式とされている (Vgl. § 14, II 399) にも拘らず、実体性・因果性等の基本的諸概念は可想界そのものの実相とされ、「諸実体——即ち「物自体」——の普遍的交互作用」として「物理的影響による」「实在的・物理的調和」 (§ 22, II 409) をカントは主張している。

即ち「超越論哲学」の成立の経緯に徴する限り——「批判期」以降であっても『批判』を予備門とする『自然哲学の形而上学的原理』構想を勸案する限り——カントは世界の物理的客観实在に疑いを抱いたことは一度もないと言っている。だが無論、理性使用の限界を確定する「批判哲学」構想成立の後、かかる「叡智界」の無批判的措定は許されるべくもない。故にそこでカントに必要化したのは、物理学的・ニュートン古典力学の世界観図式をその儘に、「实在」——即ち個体を成立させる「根底の力」・「引力-斥力」 (Vgl. IV 498)、物質存

在の第一原因、「根源力」——を死守し得る論理的ツールの獲得、つまり「物自体」論の確立であった。

カントはその思想形成の最初期から Ch. Wolf に代表される伝統形而上学との対抗上「矛盾律」に懐疑的であった。それは換言すれば、判断の質として肯定・否定の二値以外にそれ以上の値が連続的にありうることの容認を意味し、「言葉」であらわされた肯定命題・否定命題双方がともに否定されるとき（もしくはともに肯定されるとき）、それ以外それ以上の別の存在が志向されうるということを含意している。カントがそのような判断様態として、「判断表」第三に「無限判断」を掲げていることは周知の事実である（A70 B 95）。その命名の理由は、カントによれば、「[否定的排除の後の] 余領域が無限であるゆえに」（XXIV / 2931）である。

既に【否定量の概念を哲学に導入する試み】（1763）でカントは次のように言っていた。

「宇宙の全ての実在根拠は、一致するものを加え合わせ、対立するものを差し引けば、ゼロに等しい結果となる。世界の全体は自体的には無なのである。他の何かの意志によらない限り無である」（II 197）

ニュートン「引力-斥力」説の受容を窺わせるその内容に留意求めたいが、翻って、元来ニュートンを発見者の一人とする「微分」法は「極限值ゼロ」の表示のもと「微分小」という肯定的存在を顕すのでもあった⁽¹³⁾。

更に亦、所謂「沈黙の十年」にあたる70年代の以下のような遺稿が存在する。

「分析判断では述語 b は主語概念 a に向かう。然るに総合判断では述語は主語概念 a の客体 X に向かう。何故ならば述語 b は主語 a に含まれていないからである」⁽¹⁴⁾

先に引いた如く「矛盾律」を絶対とし「可能的なものが存在である」とする伝統形而上学の観念性に飽き足らなかったカントにとって、主語概念のもとにある実在的客体 X に向かう「総合的判断」こそは執るべきものであった。「形而上学は概念の分析による認識である」と考えていたカントにとって（II 274）、課題はそれ故「アプリアリな総合判断の可能性」へ転回する。

問題は「私に平行して存在する或るもの」（a. a. O., 8(5))⁽¹⁴⁾、即ち「超越論的主語」（a. a. O., 10 (18))⁽¹⁴⁾に a b を共属させ得る論理の究明に収斂する。「無限判断」的に考えれば、a b は相互に否定されねばならず、その否定において無限な肯定的領域としての「超越論的主語」が確保されるが、一方それは同時に理性内部の論理的矛盾・論理的破綻の存在——「アンチノミー」——を認めた意味をも持つから、超越論的对象の確保は理性以外の「感性」を通じるよりないことになる。「超越論的主語 X の感性化」（a. a. O., 10 (18))⁽¹⁴⁾——所謂「物自体」の論理の発見——それがカントがたどり着いた、文字通りそれ自体矛盾含みの苦渋の結論であった。

「光明の69年」(Vgl. X VII 69)ではまだ「懐疑的方法」(Vgl. B 451)として臆に捉えられるに留まっていた「無限判断」だが、それが「超越論的综合判断の可能性」問題に拡張され、「アンチノミー」の発見に至って決定的となった。惟えば、「超越論的弁証論」・「アンチノミー」の機縁と目されるヒュームは既に次のように言っていた。

「我々は、外的対象のうちに宿るあるものとしての究極的かつ作用的な原因を知りたいと言うとき、明らかに自己矛盾に陥るか、無意味な言明を口にするか、どちらかである」⁽¹⁵⁾

世界の形而上学的第一原因として実在的「力」・実在的「因果律」を考えてきたカントにとって、ヒュームのこうした問いが一連の「数学的」「力学的」「アンチノミー」にパラフレーズされたことは推察に難くない。そのうちの「第一アンチノミー」「世界の空間・時間的有限性・無限性」(A 426ff B 454ff)を例にとれば、そのテーゼもアンチテーゼも偽である以上「世界」は有限・無限いずれの時空量も持たないこととなり、即ち「世界」はその無限存在性を肯定されて「超越論的主語」化される——とともに空間・時間についてはそれを主観の形式とする以外なくなる——。カントは言う、「あらゆる仮象は、判断の主観的根拠が客観的と見なされることにおいて成立する」(IV 328)。その「仮象」——即ち矛盾の外貌を呈しているながらその実、真の矛盾対立をなさず、反対対立もしくは小反対対立しかなしていないケース——を無限判断的に克服し、「超越論的主語」としての「世界」を「無規定的」=「物自体的」に確保していくのが「超越論哲学」核心の、「超越論的弁証論」の主題である。それは『自然哲学の形而上学の原理』では、ランベルトを承け⁽¹⁶⁾「仮象の学」とされる「第四部門」・「現象学」に継承される。

「定理二。物質の円運動は、空間の逆方向の運動とは違い、物質の実在的述語である。

対するに、物体の運動の代りに相対空間の逆方向の運動が想定されると、それは何ら物体の実在的運動ではなく、もしそう見なされるとしたらそれは単なる仮象である」(IV 557)

言うまでもなくこれは「天動説」の仮象性について述べた「コペルニクスの転回」のイラストレイトだが、ニュートンの「万有引力」、即ち「天体を結びつける見えざる力」(B XXII Anm.)の発見にしても、悟性常識的には月とリンゴが「地面に落ちる」・「地面に落ちない」という見かけ上の矛盾関係が形成されていたのに対し、宇宙規模で考えればその矛盾は解消され「万有引力」と言う新たな「超越論的主語」にとともども共属されることになるのである。

そのうえで、然しそうした「世界」の「無限判断」的な発見——理性的諸命題の内部矛盾の否定による「世界」の「超越論的主語」化・「物自体的」発見——を方法とする「超越論的論理学=認識論=存在論」は、十分に真理としての普遍性を有しているのだろうか。それが最後の問いである。先の懸賞論文『自然神学と道徳の原則の判明性』(1764)でカントは、

「形而上学」を「数学の定理」同様明らかな普遍的真理であるとしつつ然し「証明不可能な根本命題」を単数とのみ考える常識の独断性を批判して（Vgl. II 281）次のように述べている。

「そのような命題は、直感的認識同様、具体的考察による解明は可能である。然し決して証明はされない」（II 281）

「実体、因果性、正しさ、公正さというようなア・プリオリに与えられた概念も、厳密に言えば定義されるものではない。…概念分析の周到性は常に疑わしく、従って周到性は、しばしば適合する実例によってのみ蓋然的には確実となり得るが、然し必然的には確実になりうるものではない。そこで私は、定義という語の代りに解明（Exposition）という語を使用したい」（B 756f.）

冒頭指摘したように、論理的認識根拠と区別して実在的真理根拠の必要性に想到していたカントは、ここに至っていよいよ両者を峻別し、形而上学的実質原理の必要性——即ち「ア・プリオリな総合判断」が問題化する端緒⁽¹⁶⁾——に早くも想到していた。

【批判】の要である「カテゴリー」に関しても、本質は同様である。

「私はこれらのカテゴリーに定義付をおこないたいのだが、この論文では故意にそれを省略する。私は後の著作で方法論に関して必要な程度までこれらの概念を分析するであろう」（A 82f B 108f）

さりながら、事はかかる真理性の事実的本性に関わっている。【批判】全体の末尾「超越論的方法論」でカントは言う。

「生起するものはすべて原因を有するといった命題〔因果律〕は、そこに与えられた概念だけからでは決して根本的に理解され得るものではない。…それは他の見地、厳密に言えばその可能的使用の唯一の分野である経験においては、十分に必当的に証明されうるけれども、とはいえそれは本来的にはまだ証明を必要とするものであり、原則とは呼ばれても、決して定理と呼ばれるべきものではない。というのも、この命題はその証明根拠である経験を先ず自ら可能化し、しかもこのような経験において常に前提されねばならないという特殊な性質を持つからである」（A 737 B 765）

「対象に意味を与え、それを定義する仕方」が「カテゴリー」の機能に他ならないのだから、当然「カテゴリー自身は定義されえない」（A 241）。「超越論的概念」の「総合的」使用を髣髴とさせる内容ながら、第二版での削除に見られるようにここに問題の鍵鑰があったことは間違いない。それが「超越論的演繹論」を紛糾させた原因にも他ならない。

然し、ここに「権利根拠」についてのカント独特の思考を累ねあわせて考える必要がある。論理的真理根拠を明らかにする「証明根拠」に対し、カントが明確に区別することを必要と認めた先の「実在根拠」に対するそれが「権利根拠」である。そしてそれこそがカントの認

める —— 当時の法廷論争用語から採られた、相手方の論証の論理矛盾を否定的に論証することで自身の主張を爾余の肯定的領域に置く、頗る「無限判断」的な —— 独自の「演繹」概念の意味内容である (Vgl. B 116)⁽¹⁸⁾。

「権限、あるいは権利要求を明きらかにすべき証明を演繹と呼ぶ」 (ibid.)

「それゆえ哲学は公理を持たず、さりながらア・プリオリな原則をそのまま思考に押しつけることも許されない。寧ろ哲学は、そのア・プリオリな原則が有権的であることを、根本的演繹により弁明することを以て満足せねばならない」 (B 761f)

「概念の所有の起源」を問題にする「事実問題」から区別して、哲学が取り組まねばならないことは、「そのような概念をいかなる権利で所有し、またそれを必要とするのか」という「権利問題」に他ならない (Vgl. X VII 267)。

「批判はいかなる付与された表象も生得的表象も絶対許さない。表象が直観に属するものであれ、悟性に属するものであれ、批判はそれらをことごとく獲得されたものと見なす。然るにそこには (自然法学者が言うように) 根源的獲得、即ち以前にはまったく存在せず、この獲得という行為に先立っては何ものにも属さないものの根源的獲得というものもあるのである。批判の主張するところによれば、このような根源的獲得は、第一に空間・時間における物の形式、第二に概念における多様なものの総合的統一である」 (VII 211)

従って実の処それは極めて「実践哲学」的な課題と相即する。『実践理性批判』の課題は周知の通り「純粹理性の事実の…演繹、即ちこのような最高原則の客観的・普遍妥当性の弁明」であった (KpV V 80f.)。

三 フィヒテ「承認論」の射程

以上見た通り、フィヒテ自我哲学を甫とするポスト・カントの哲学が踏まえておくべき「物自体」を巡る論理的諸前提は、カント哲学それ自体に遡っても既に十分に複雑を極めていた。

然るにフィヒテの時代には、更にそれ以上の踏まえらるべき哲学的諸前提が出来していた。既にポスト・カントの時代は前進しつつあったのであり、その筆頭がラインホルトが試みた「意識」一元論哲学 —— 「意識律」 —— である。

ラインホルトが提言する「意識律 (Satz des Bewußtseins)」に拠れば、「意識の事実」から以下の普遍原理が導出され得る ——

「我々は、意識に強いられて、各表象に表象する主観 (ein vorstellendes Subjekt) と表

象される客観 (ein vorgestelltes Objekt) とが属し、両者はそれが属する表象から区別されねばならないという点で一致する」

絮言するまでもなく、かかるラインホルトの試みもまたカント的「物自体」を排しつつさりながら各意識毎に看取されうる客観必然性を保証し返す試みとして目論まれたものである。が、その不成功は結果的に「客観」それ自体を論理整合的に定立することの困難を逆証したかたちとなり、カントが——そしてまた現代に至るまでの「自然科学的世界観」が——安んじて依拠してきた「主-客」二元分離図式が容易には維持され難い理論的実情を明らかにすることとなった。それ故フィヒテ「知識学」に於ては——第一節で引いておいた通り——、「自我」を通じての「客観」成立の解明が先ずその第一課題に浮上することになった。

然るにまた「主-客」二元分離図式の排却は、カントが示していた「物自体」図式の整合性に関しても実のところ根本的齟齬を生じせしめずにはいない論理的意味を有していた。先に見た通り、カントに拠ればその「物自体」概念は、矛盾対立する「論理」的命題相互の否定を通じ「感性」的にのみ志向されるものと説明されていた。然るに今「主-客」の別が維持されがなくなったことにより、同時にそこに「論理」と「感性」——即ち「叡智界」と「感性界」——の区別を振り当てることも無条件には許されなくなっていた。仮に「叡智界」の存在が認められうるとしても、その合理的客観性それ自体の成立が——フィヒテ「知識学」的には「自我」に遡って——説明し返されねばならないものに変質しているからである。

カント「超越論哲学」的に言い直せば、このことは「形式」と「内容」の区別の失効を意味しており、「現象」の法則的必然性を「形式」の超越論的「客観性」に仰いできた「純粹悟性概念」構想それ自体——「諸知覚の連結の必然性」を考察する「経験の第二類推」(B 219)で主張された「純粹悟性概念」に拠る「総合的統一の必然性」——の根本的再考を余儀なくされるものであった——但し、カント自身その「演繹」的必然性の確保を巡って「実践哲学」的境位へと転回し、そこでの「事実必然性」に訴えていく構想にシフトしつつあったと目しうることは前節末に述べた通りである⁽¹⁸⁾——。

以上を踏まえるなら、フィヒテ「知識学」——『全知識学の基礎』(1794)——が、その「根本命題構想」として、「誰もが抗議せずに承認する」(GA. I-2, 256)「同一律 (A=A)」の——「論理的」ならざる「承認」論的——確保を先ず起点とし、「自我=自我」が表わす意味を一旦論理必然性にも限定して「もしA (「自我」) が在るなら、Aは在る」と留保しておいて、その上で「経験的意識の最高の事実」である「自我=自我」を存在一般的事実的根拠として、そこから「自我の裡に、定立的、判断的を問わず、常に自己に等しいもの、即ち常に一にして同一なものが在る」という「全ての事実の説明根拠」を導いてみせる、周到なその理論的配備 (a. a. O., 257ff.) の真意は最早見えやすい筈である。とりわけその「同一律」の

措定に際し、単にそれを論理必然性に依拠せしめるのではなく、対社会的「承認」の事実を訴えてその採用根拠としている点で、最早明らかな通りそれは物理的世界の实在がそれだけで論理的客観性の保証足りえなくなりつつある問題構制の所在を証左するものと言って良いであろう。

そのように理解するなら、続く「事実 (Tatsache)」から「事行 (Tathandlung)」への体系的展開も、「形式」と「内容」の区別を同時に産出していく必要からの配備であることが明かと言える——

「自我は自ら自己を定立する、そして自己自身による定立によってのみ自我は存在する。また逆に自我は在る、そしてその自我はその存在だけから自身の存在を定立する」

(a. a. O., 259)

見られる通り、「存在」も「論理」もそれ自体としては「必然性」の根拠たりえない——それ自体「定立」し直されることに俟つ——ものに変質している。「自我は根源的に端的に自己自身の存在を定立する」という「知識学劈頭におかれるべき」命題 (a. a. O., 261) は、それ故「事実」と「論理必然性」の同時成立の事実を——ポスト・カント後の「物自体」図式克服の経緯に於て——改めて確認し直す意義を有するものだったのである。

然るに問題は、最早自明である通り、「自我」の「定立」に基づくその「世界」の「客観的必然性」の再保証である。当面フィヒテ「知識学」がそれを「超越論哲学的」に「自己の思惟自身を思惟する」ことに於て確定しようとしていたことは認めねばならない。然し先に「知識学」劈頭の「同一律」の導入の慎重さに触れて指摘しておいた通り、フィヒテ「知識学」はそこに——既に確認した通りその成立の論理的経緯に照らして実は原理的に——客観的物存在、即ち謂うところの「物自体」に訴えるのとは亦別の「必然性」保証の経路を用意していたように見受けられる。それこそが——如上の長大な迂路を経て漸くここで正規に立言し得ることとなった——「知識学」の原理応用編というその旧態依然的位置付けの下に秘められた「自然法」・「相互人格論」が持つ革な論理的可能性・世界観的可能性であった。

「自然法」ではその「相互人格論」の基礎が次のように確立される——

「有限な理性的存在者は、自由な実働性 (Wirksamkeit) を自分に帰属させること無しには自分自身を定立することはできない」 (NR. SW. III 17)

「有限な理性的存在者は自由な実働性への能力をこのように定立することによって、自分の外部に感性界を定立する」 (a. a. O., 23)

「有限な理性的存在者は自由な実働性を他の存在者にも帰属させること無しには、即ち自分の外部に他の理性的存在者を想定すること無しには、感性界に於て自由な実働性を自分に帰属させることはできない」 (a. a. O., 30)

周知の通り、『知識学』に拠れば「非我」は「自我」の活動の「障害 (Anstoß)」として現れる。が、このことは「自我の無限の活動性」——「自我の反射」——によって初めてそれとして可能になっているにも拘らず (WL. 212ff.), 実際には当該意識には自覚化されず、それ故「非我」は「意識」の上では「与えられたもの」として理解されざるをえない。同様のことは、上に引いた『自然法』『相互人格論』中の「自我」自らがその裡に「定立」せねばならない「他我」存在についても該当するのであり、「婚姻」「家族」等の具体的現実的場面を対象として含む『自然法』の実際の思索展開過程に於て——亦それを「知識学」本来の原理的意義通りに「現実」の場面そのものへと推及させて、「物自体」的でなくあくまで相互的承認論的に——即ち意識的・自覚的には徹頭徹尾「自我」自身の実践的・相互承認的「努力 (Bestreben)」を通じて——「努力無しには客観はなく」「実践自我無しに理論自我はない」(WL. 262, 264 Anm.)——当該の「法則的必然性」も「存在」も、即ち「論理」も、もたらされていくのでなければならないのである⁽¹⁹⁾。

その意味で、フィヒテ「知識学」に於ける『自然法』の持つ理論的意義は——少なくともフィヒテ本人の「超越論哲学」志向を別として論理それ自体的に見る限り——、「現実」、換言すれば「時代」そのものに向けて開かれており、はるかに現代哲学にまで照応し得る——脱・物在世界観的・脱・「物自体」的な——「承認論」的存在論の第一歩としての射程を十分に有し得ていると言って良いように思われる。

註

全集からの引用は本文中に関数頁数 (書名) を略記。

—— J. G. Fichtes sämtliche Werke, hrsg. v. I. H. Fichte. (SW.)

(WL.) : Grundlage der gesamten Wissenschaftslehre. (1794) (SW. I)

(NR.) : Grundlage des Naturrechts nach Prinzipien der Wissenschaftslehre.

(1796) (SW. II)

J. G. Fichte. Gesamtausgabe der Bayerischen Akademie der Wissenschaften. (GA.)

カントからの引用は、『純粹理性批判』は第一版を A, 第二版を B とし各頁数を, その他はアカデミー版の巻数頁数を括弧内に記す。

(1) 知覚の意味懐胎性・文脈依存性については、現代言語哲学に拠るその再提起として以下の論考を参照

—— N.R. Hanson : Patterns of discovery. 1958

—— L. Wittgenstein : Philosophische Untersuchungen. 1946

(2) 本文フィヒテ「承認論」に於ける先駆的な「形式—質料」図式批判との関連で言えば、全自然科学の原理上のモデルと永く素朴に信憑されてきたカント的「形式」的真理——「分析的・論理的真理」——の理論的根拠を一蹴し、その「総合的・事理的真理」との区別不能性を指摘した現代分析哲学の古典として——

—— W. V. Quine : From a logical point of view. (2nd. ed 1963) p49f.

亦、同様「法則論理」の社会的・時代的文脈依存性の指摘としては——

—— T. S. Kuhn : The Structure of the Scieens Revolution.

— H. G. Gadamer : Wahrheit und Methode. 1960, s.256ff.

(3) カントの力の概念に関しては以下の論考を参照 —

— Vgl. H. Heimsöth : Metaphysische Motive in der Ausbildung des kritischen Idealismus, in Studien zur Philosophie Immanuel Kants, s.189ff.

— 黒崎政男『『純粹理性批判』と力の概念 — 自然の統一と多様性をめぐって —
(東京大学文学部哲学研究室, 『論集 I』 1972 所収)

カント超越論哲学が未だその残滓として払拭し切れずにいる物理学主義的力学的世界観を, その「因果律」の無批判的受容を攻略拠点に批判したのが, ヘーゲル『精神現象学』「意識」最終節「力と悟性」である。拙稿「力と悟性 — ヘーゲル「力」概念批判の射程」(『倫理学年報』45集 慶応通信 1996 所収 83-97頁) 参照。

(4) Jacobi : Ueber den taransscendentalen Idealismus 1787 ; Werke Bd. II (1980) s.304.

(5) Reinhard Luth : Transzendente Entwicklungslinie, 1989, s.184ff.

(6) Peter Baumanns : Fichtes ursprüngliches System, 1972, s. 167ff.

(7) Ch. Wolf ; Philosophia prima sive ontologia, Gesammelte Werke Bd. 1. 2 § 135, s. 116.

(8) Vgl. Kant ; Principiorum primorum cognitionis metaphysicae nova dilucidatio (I 393) .

(9) Newton ; Isaac Newton's Philosophia naturalis Principia mathematica 3rd ed. (1726), p. 764

(10) 第二版 (1713) で追補された「総註」末尾でニュートンは, 神の世界創造の賞揚に続けてあくまで自身の論考が重力現象の解明に留まり重力そのものの解明には立ち入らない旨を告げた後, 然し一転, 自然貫通的な「微細精気 (supiritus subtilissimus)」論を次のように展開する。ニュートンの真意が奈辺に在ったか付度を誘わずにはいない箇所である (Vgl. Westfall ; Force in Newton's Physics, p391f.)。

「この精気の力と作用によって, 諸粒子が近距離で互いに引き合い, 接触物は結合し, 帯電物体は遠距離で作用し, 隣接の粒子を引きつけたり退けたりする。またそれによって光が放出, 反射, 屈折, 回折され諸物体が熱せられる。更にまた, 全感覚が刺激され, 動物の分肢が意のままに動かされるが, それはこの精気の振動が神経繊維を通して外官から脳へ, 脳から筋肉へ伝わることによる。」(Principia 764-765, Vgl. 16)

並びに『光学』「疑問31」(Opticks ; Opera omnia, IV260) 参照。

因に, ニュートンはその修学時代以来デカルト的實在「力」の概念として — 「力学」的には不要の — 「内在力 (vis insita)」概念を持し続け, 不要である筈の『プリンキピア』でもあえてそれを「外力 (vis impressa / actio 作用)」に抗する受動的・内在的な「ポテンツ (potentia)」と呼び換えてまでその維持に努めただけでなく (Vgl. Principia 40), 第二版追補の「哲学の規則」でそれを物体の基本性質に算入するに及んでいる。ニュートンの形而上学的側面 — 「力」の實在視 — を窺わせるものとして興味深い。

(11) 松山寿一 『ニュートンとカント — 力と物質の自然哲学』(晃洋書房 1997) 第三章「引力—斥力とモナド — ニュートン派の引力—斥力説とカントの自然モナド論」, 142頁以下参照。

(12) Vgl. Peter Plaaß ; Kants Theorie der Naturwissenschaft. 1965, Vorrede § 3.

(13) Vgl. Hermann Cohen, Werke Bd. ; Logik der reinen Erkenntnis s.124.

(14) Kant : Der Duisburg'sche Nachlass und Kants Kritizismus um 1775, 18(7) (s. 97)

(15) Lambert, Neues Organon, Philosophische Schriften, Bd II 215.

(16) Vgl. ; Dieter Henrich ; Kants Denken 1762/3, über den Ursprung der Unterscheidung analytischer und synthetischer Urteile, in Studien zu Kants Philosophischer Entwicklung.

(17) 石川文康『カント第三の思考』(名大出版会1996) 151頁以下参照。

(18) 但し, 以下の諸点にも留意。『批判』「超越論的原理論」末尾にわざわざ「超越論的弁証論 付録」と銘打ってカントは「純粹理性の理念の統制的使用について」述べている。超越論哲学は経験の可能性の確定を本務とするとは言え, 然し事実上「多様な力を体系的に表象しようとする時には少なくとも問題となる」「根本力 (Grundkraft) の理念」(A 648f. B 676f.) が, 理性の「統制的使用」としてであれ要

請されるのでなければ、世界は唯の「寄せ集め (Aggregat)」に過ぎなくなってしまう (A 645 B 677)。従って「そうしたものが実在するかどうか論理学はもとより決して突き止めることはできない」が (A 649 B 677)、「事実、力による体系的統一が客観そのものに付随するものとしてアプリアリに必然的であると想定する理性の超越論的原理が前提されない限り、理性の論理的原理が如何にして生じうるか見極めることはできない」(A 650 B 678)。

見られる通り、カントは批判期に至って猶、客観的世界の實在的真理性——その力学的性格——を疑っていない。それが特殊「力学的」と見なされうることは、その法則観が——例えば「諸知覚の連結の必然性」を考察する「経験の第二類推」(B 219)で、「純粹悟性概念」にのみ帰された「綜合的統一の必然性」をカントが無条件に因果連関の事実性に服せしめてしまうこと、即ち「我々が諸現象の継続を、従ってすべての変化を因果性の法則に従わせる」(B 234)ことと断じてしまう点等に顕著だが——本来反省的には極めて特殊な要素主義上の一方向一義必然的連関性を前提する「因果律」が無批判に事実的実在与件として受容されていることからそれは顕らかである。

- (19) 既に紙幅も尽き、『自然法』体系実際の相互承認論的・経験論的本質の具体的検証は割愛せざるをえないが、例えば、補論一「家族法綱要」第四編「両親と子供との相互的権利関係について」で論じられる「実子に対する父親の父性愛」が、如何なる生理的根拠——即ち実体的・「物自体」的根拠——も認められないと言いつながら (III 357)、然し婚姻関係——社会的関係性・「人倫」関係——を結んでいるその「母親」に対する愛情を基礎に、母親の「最大の関心事」である「子供に対する愛情」を承認し、それに自身の主体・意志を「同一化」させることに根拠付けられると説明されている条り (ibid.)、等をその典型として挙げるができる。